

# 定時制及び通信制課程

貸付・給付  
4月申請



# 修学奨励金・教科書給与

定時制・通信制課程に在学する勤労青少年を対象に学資金の一部を貸与する制度及び教科書等の購入費用を支援する制度です。

## 手続

毎年、**対象者のみ**申請手続が必要となります。  
申請方法等については、**入学決定後**にお知らせする予定です。



## 対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 年間の就労日数が原則90日以上である生徒
- 生徒が独立して生計を営む場合は年間の収入額が279万円以下
- 生徒が独立して生計を営まない場合は世帯収入が所得基準を満たす世帯
- 各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒

〈修学奨励金〉

- 広島県内の公立高等学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- 就労による年間の収入額が原則46万円以上である生徒
- 原則4年間で卒業する学習計画を持つ生徒

〈教科書給与〉

- 広島県内の公立高等学校の定時制又は通信制に在学している生徒

## 支援額

〈修学奨励金(月額)〉

定時制	公立学校	14,000円
	私立学校	29,000円
通信制	公立学校	14,000円
	私立学校	14,000円

〈教科書給与〉

定時制	教科書の購入費用(実費)
通信制	教科書及び学習書の購入費用(実費)

## ポイント

- 修学奨励金は無利息の貸付けです。
- 貸付期間は在学する高等学校の修業年限までです。
- 高等学校を**卒業**することにより**返還が免除**されます。
- 「2 高校生等奨学給付金」の支給を受ける場合は、修学奨励金の**貸付けを受けることはできません**。

## その他の制度

### 県立高等学校の入学料が免除になる制度もあります

- 保護者全員の市町村民税所得割が非課税である世帯(生活保護受給世帯を除く。)の場合、県立高等学校の入学料が免除になります。
- 県立高等学校の入学料免除は、高校入学者選抜制度推進課に**事前に申請**する必要があります。(申請期限がありますので注意してください。)

(問合せ先) 広島県教育委員会 高校入学者選抜制度推進課  
☎ 082-513-4992